

企業活力強化貸付（地域活性化・雇用促進資金（過疎地域関連））

※中小事業者向け 【令和6年度】

(株)日本政策金融公庫特別貸付制度 http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tiikigyoyou_m_t.html

○ 目的

条件不利地域における中小企業者の企業立地等による産業振興を通じ、当該地域経済の活性化及び雇用の促進を図るために必要な資金の貸付に関し、貸付利率、貸付限度等に特例を設けるもの

○ 貸付対象

以下の(1)～(8)のいずれかの地域において、3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備を取得(改造、更新を含む)する者

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に定める過疎地域
- (2) 半島振興法に定める半島振興対策実施地域
- (3) 離島振興法に定める離島振興対策実施地域
- (4) 奄美群島振興開発特別措置法に定める奄美群島
- (5) 小笠原諸島振興開発特別措置法に定める小笠原諸島
- (6) 山村振興法に定める振興山村
- (7) 豪雪地帯対策特別措置法に定める特別豪雪地帯
- (8) 過疎地域を市町村数で30%以上含む従来の広域市町村圏内の非過疎市町村又は過疎地域に隣接している非過疎市町村

○ 資金使途

雇用創出効果が見込まれる設備を取得するために必要な設備資金及び長期運転資金(設備資金には、開業費等資産計上される資金を含むものとし、長期運転資金には当初1年間のリース資金及び人材確保に必要な資金を含むものとする)

○ 貸付期間

20年以内(うち据置2年以内)。ただし、長期運転資金については7年以内(うち据置2年以内)

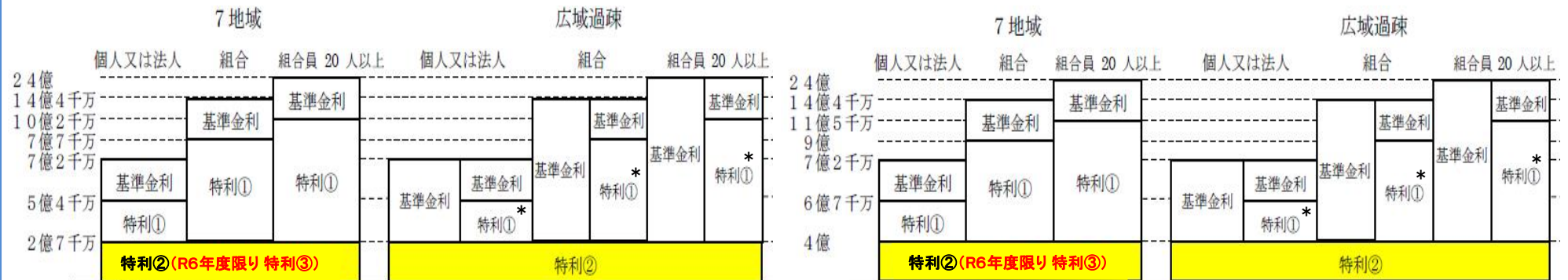
○ 貸付利率

基準利率。ただし、一定の条件を満たすものは特別利率①、②及び③。

※(参考)R6.3.1現在の金利(貸付期間5年以内)
 基準金利:1.30% 特別利率①:0.90%
 特別利率②:0.65% 特別利率③:0.60%

・ 設備投資額が設備投資前の事業用固定資産の30%以上を占める場合以外

・ 設備投資額が設備投資前の事業用固定資産の30%以上を占める場合



*: 雇用創出効果が5名以上(過疎から3名以上)

※ 日本公庫HPより。記載の金利は標準的な貸付利率です。適用利率は、信用リスク等(担保の有無を含む。)に応じて所定の利率が適用されます。